

農地銀行協力金 1haあたり50～100万円

# 農地銀行に農地を登録しませんか

登録農地が貸付又は売却された場合に市から協力金を支給します

※複数の所有者の農地がまとまり1ha以上になる必要があります



## 制度概要

**対象者** 農地の所有者(複数人)

**協力金** 100万円/1haあたり 農業法人に貸付・売却した場合  
50万円/1haあたり 認定農業者に貸付・売却した場合

**条件** 1ha以上の農地を貸付(5年以上)又は売却

耕作放棄地でもご相談ください。解消費用を耕作者に助成します。

詳しくは裏面へ

農地銀行相談窓口

千葉市農業委員会 (農地活用推進課)

TEL 043-245-5759

URL <https://www.city.chiba.jp/nogyo/nouchiginkou.html>

お願いいたします！

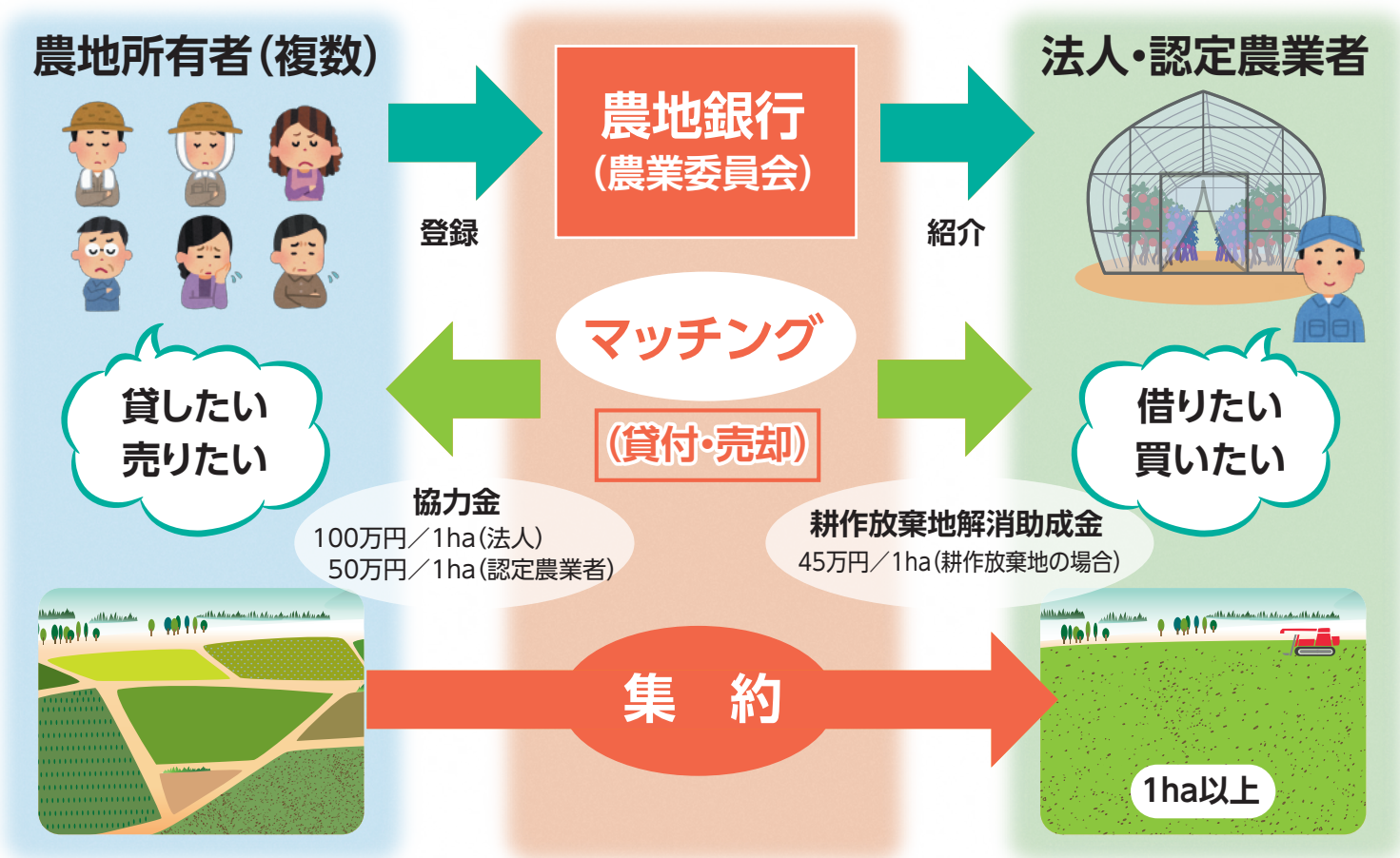


かそりーぬ  
加曾利貝塚 PR大使

よろしく

# 農地銀行協力金について

■農地銀行は農地を「貸したい・売りたい人」「借りたい・買いたい人」の情報を登録して農業委員会が仲介する制度です。



農地銀行に登録した農地について、マッチングが成立した場合に協力金を支給します。

## 支給要件

- 対象土地** 千葉市内の農地  
(採草放牧地、土地改良事業実施済みの水田、既に農地銀行協力金の支給を受けた土地を除きます)
- 内容** 農地銀行へ登録した複数の所有者の農地がまとまり、新規に法人や認定農業者にマッチングが成立した際に所有者に協力金を支給します。また、耕作放棄地の場合、借り手、買い手へも再生費用を助成します。
- 要件** 下記(1)(2)(3)の全てを満たすもの
  - (1) 貸付、売却を前提に農地銀行に農地の登録を行うこと
  - (2) 貸付、売却先が見つかり、隣接する他の農地所有者の農地と合わせて、合計面積1ha以上の一団の農地として貸付又は売却を行うこと  
※貸付期間の更新の場合は対象としません ※1ha未満でも対象となる場合があります
  - (3) 借り手、買い手は法人若しくは認定農業者であり、対象農地で5年以上耕作を行うこと  
※貸付又は売却を行う相手方(法人の場合はその役員)と3親等以内の親族又は同居人である場合は対象としません。
- 金額** (所有者へ) 10aあたり 10万円 ※借り手、買い手が法人の場合  
10aあたり 5万円 ※借り手、買い手が認定農業者の場合  
(耕作者へ) 10aあたり 4.5万円 ※対象土地が耕作放棄地の場合

